



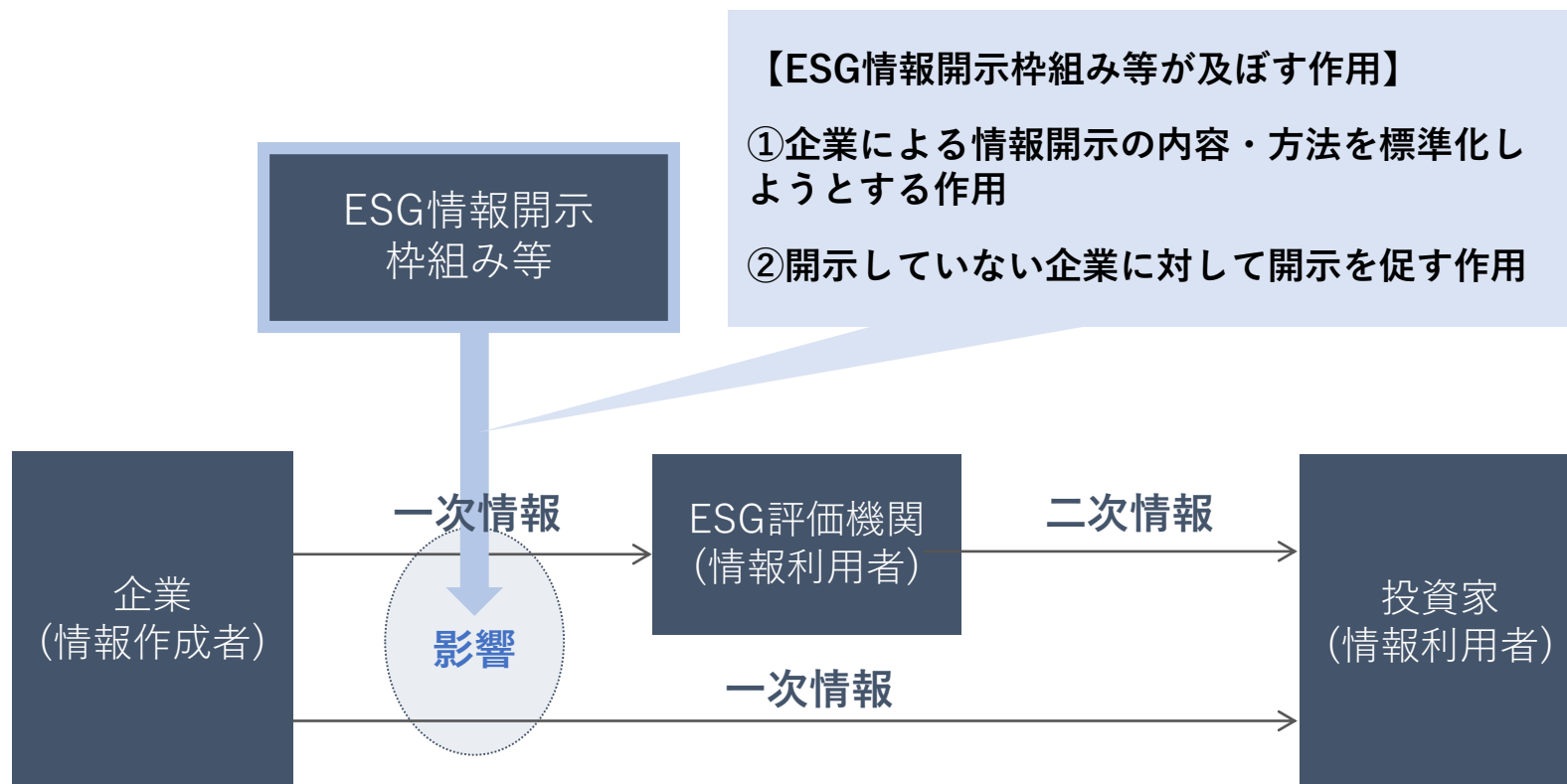
「ESG情報開示実践セミナー」

ESG情報開示枠組み等の 特徴と動向

ニッセイアセットマネジメント チーフ・アナリスト
林 寿和

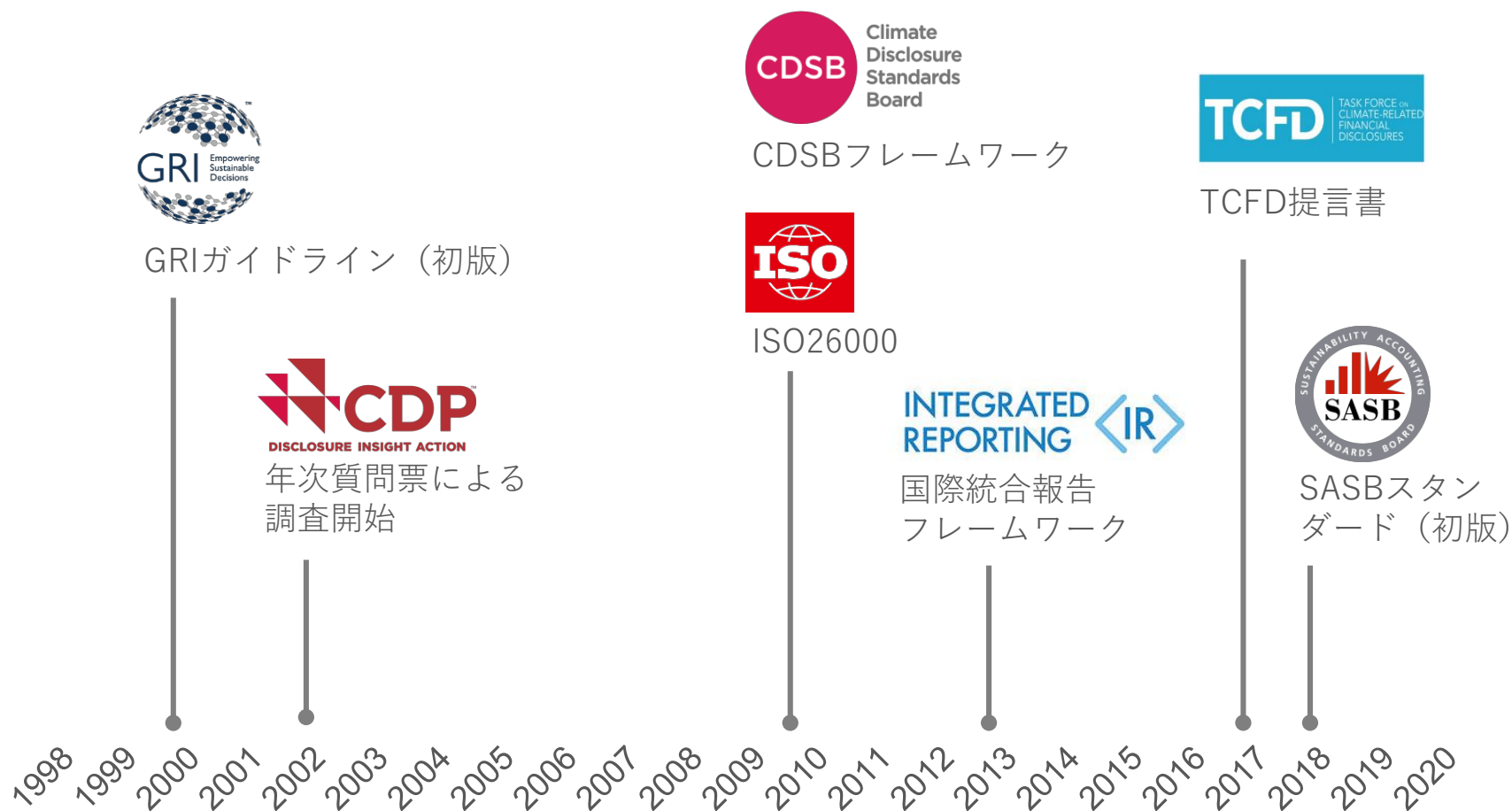
企業によって開示されたESG情報の流通

- 企業が開示するESG情報は、投資家（アセットオーナー・運用機関等）が直接参照する場合のほか、ESG評価機関によって加工された二次情報の形で利用されている
- ESG情報開示枠組み等は、強制力はないものの、多くの企業の情報開示に影響を及ぼしている



相次いで導入されてきたESG情報の開示枠組み等

- 2000年代前半より、様々な組織によって様々なESG情報開示枠組み等が開発されてきた（下図はグローバルを対象とする代表的なものを掲載。なお、これらとは別に、主に日本企業を対象とするものも存在）



世界の主要なESG情報開示枠組み等の概要

- 各々、対象とする領域や内容に特徴がある

名称	対象	主な特徴等
GRIスタンダード	ESG全般	- 経済・環境・社会の各項目についての開示項目・指標を設定 2015年に基準（スタンダード）という位置付けを明確化するため名称を変更（ガイドラインからスタンダードへ）
CDP質問票	気候・水・森林	- 気候・水・森林への対応に関する質問票を毎年企業に送付し、その回答内容の分析結果等を機関投資家や顧客企業向けに提供 - 質問票調査であり、情報開示のための基準等ではないが、企業の情報開示の内容に実質的に影響を与えている
CDSB フレームワーク	環境・気候	投資家にとって有益な環境及び気候に関する情報を、企業の主要な報告書において開示するためのアプローチを定めたフレームワーク
ISO26000	ESG全般	- 企業を含む組織が社会的責任を果たすためのガイダンス規格 - 情報開示のための基準等ではないが、企業の情報開示の内容に実質的に影響を与えている
国際統合報告 フレームワーク	財務ESG全般	- 財務情報と非財務情報を関連付け、組織がどのように長期にわたって価値を創造するかを説明する統合報告書という新しい開示形態を創出 - 統合報告書を作成するうえでの内容要素や考え方が示されている
TCFD提言書	気候	- 気候変動関連の財務情報を主要な年次報告書等で開示するよう提言 - 金融安定理事会(FSB)によって設立されたタスクフォースにて検討が行われた
SASBスタンダード	ESG全般	77の産業別に具体的な開示項目・指標を設定 - 開発段階では米国企業のための開示基準を志向していたが、最終的には世界の企業のための開示基準へと位置付けを変更 - 産業別の基準開発にあたっては、のべ2,800人を超える実務家が関与

企業による活用の現状

- 企業による活用が広がっている（企業によっては複数を活用する場合も）

名称	企業への浸透状況（グローバル）	うち、日本
GRIスタンダード	✓ 4,198の組織 が準拠または参照 (2017年の報告について)	✓ 152の組織 (2017年の報告について)
CDP質問票	✓ 8,400社+ が回答（2019年度）	✓ 356社 が回答
CDSB フレームワーク	✓ 374社 （32か国）が使用	データなし
ISO26000	データなし	データなし
国際統合報告 フレームワーク	✓ 1,700+の組織 （72か国）が発行	✓ 513の組織
TCFD提言書	✓ 470社 がサポーター (金融・公的機関等除く)	✓ 191社 がサポーター (金融・公的機関等除く)
SASBスタンダード	✓ 341社 (2020年1月～8月)	✓ データなし

ESG情報開示枠組み等の“立ち位置”の違い

- 開示枠組み等を、(i)開示情報の性質、(ii)基準等の設定アプローチに基づいて分類すると、下図のような「立ち位置」の違いが見えてくる

		開示情報の性質	
		環境・社会への影響 (インパクト)に関する 情報	企業の財務パフォーマンス (経営成績・財務状態等)に 関連する情報
設定ア プローチ	原則主義 (柔軟、 実質性)	■ ISO26000	■ CDSBフレームワーク ■ 国際統合報告フレームワーク ■ TCFD提言書
	細則主義 (標準化)	■ CDP質問票 ■ GRIスタンダード	■ SASBスタンダード

ESG投資戦略の多様化とESG情報へのニーズ

- 立ち位置の異なる開示枠組み等が、投資家の多様な情報ニーズを支えている



ESG情報開示枠組み等の“共通点”と“差異”

- 開示枠組み等にはそれぞれ固有の特徴がある一方、「共通点」も存在する
- 情報作成者である企業は、「共通点」を意識しつつ、開示枠組み等をうまく使いこなすことが重要と考えられる



企業の財務パフォーマンスに関連し、比較可能性・定量化に優れた
標準化された情報

個別企業の分析・企業価値評価に有益な
企業固有の情報

共通点

企業の経済・環境・社会への**インパクトに**
関する情報



INTEGRATED REPORTING <IR>



注：イメージ図

出所：GPIF (2019)「GPIF委託調査研究：ESG に関する情報開示についての調査研究 報告書 <概要>」 16頁を一部改変

開示枠組み等の補完関係①：国際統合報告フレームワーク

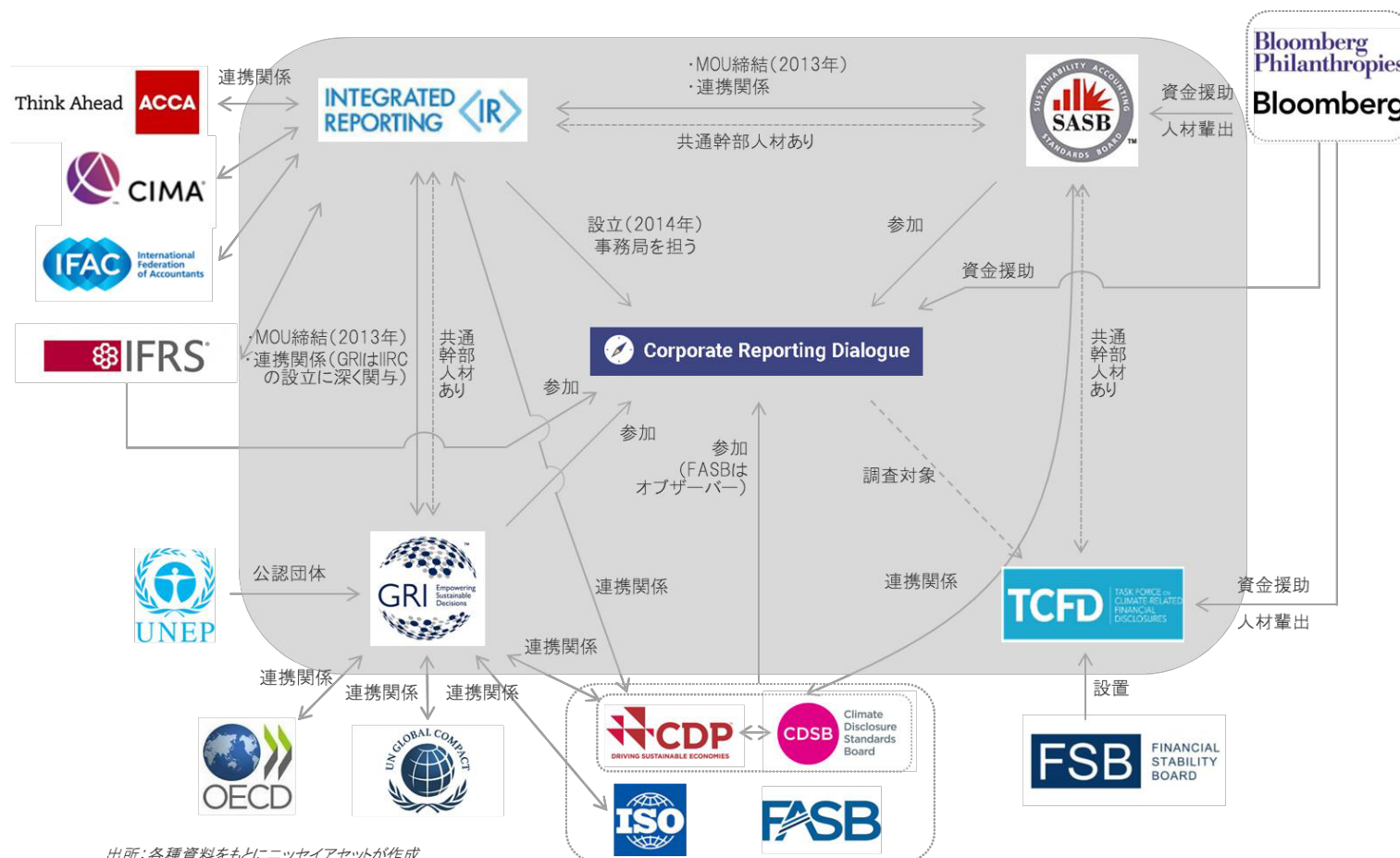
- 優れた統合報告書を作成するにあたって、他のスタンダードが定める開示項目や開示指標（KPI）等を参照することは有益だと考えられる

“IIRC(注：国際統合報告評議会)は、統合報告に関し、ハイレベルな原則主義に基づいたフレームワークを確立した。その発足のときからIIRCが、どのような情報が測定され報告されるべきかを特定するような基準設定主体となる意図を有していないことは明らかであった。この役割は他の3団体（注：GRI、SASBなど）の任務であり、IIRCとは明確に相互補完的なのである。それぞれが企業が選択し統合報告に取り組む非財務情報について、インプットを提供するのである”

出所：Eccles, R. G. and Krzus, M. P. (2014) The integrated reporting movement: Meaning, momentum, motives, and materiality. John Wiley & Sons, pp. 289（邦訳：ロバート・G・エクレス、マイケル・P・クルス（著）、北川哲雄（翻訳）、KPMGジャパン統合報告アドバイザーグループ（翻訳）（2015）『統合報告の実際—未来を拓くコーポレートコミュニケーション』日本経済新聞出版、232頁）より抜粋。下線部及び注はニッセイアセットが追記

開示枠組み等の補完関係②：整合性向上に向けた動き

- 開示枠組み等の整合性を高めるため、当事者間によるコミュニケーションが行われている（Corporate Reporting Dialogue）
- こうした活動により、開示枠組み等の間の補完性が強化されるとともに、情報作成者である企業にとっての利便性が高まることが期待される



開示枠組み等の補完関係③：GRIとSASBの連携強化

- 2020年7月、GRIとSASBが連名で共同作業計画を発表

サステナビリティ開示の明確性と比較可能性の促進に向けて（2020年7月12日）（仮訳）

GRIとSASBによる協働の発表

サステナビリティ報告のエコシステムの明確化に対する世界的な要求が高まる中、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）とグローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）は、共同作業計画を発表する。

GRIとSASBは、サステナビリティ開示の領域が複雑に見えることを理解している。両方の基準を使用している企業にとっては、報告にかかる労力が大きくなる可能性がある。この問題に対処するために、両組織は協力して、いくつかの企業がどのようにして両基準を併用しているか、その学びを共有することとしたい。また、SASBとGRIは、サステナビリティ・データの利用者が、これらの基準から作成された情報の類似点と相違点を理解できるようにすることも目的としている。

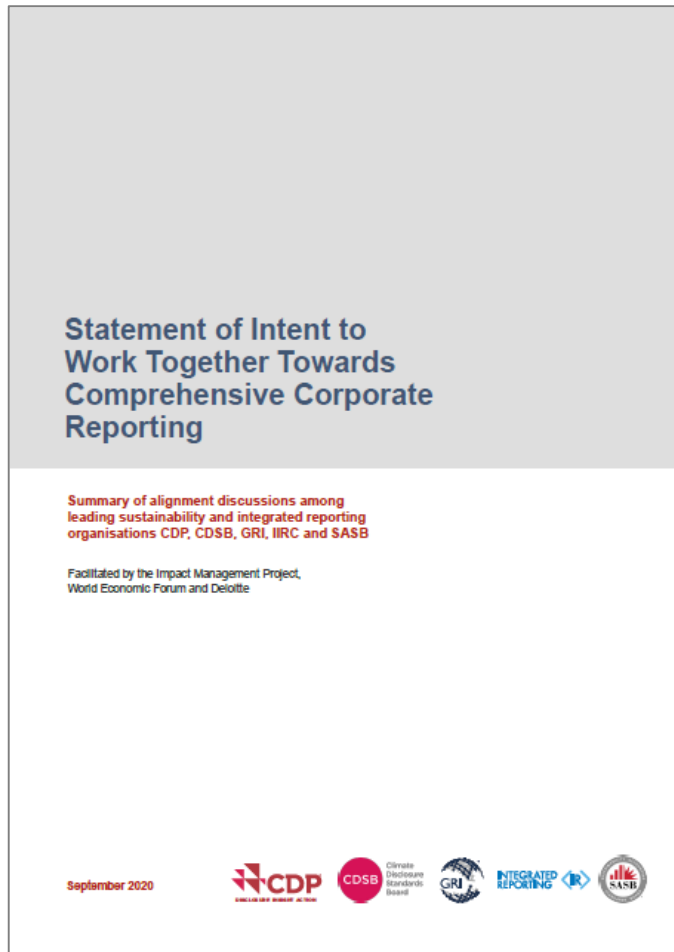
（略）

この協働では、初めに、基準がどのように同時使用されるかをステークホルダーがよりよく理解できるようにするための、コミュニケーション資料を提供することに焦点を当てる。また、GRIとSASBは、基準をどのように併用することができるかを示す、実際の報告書に基づいた事例を開発する予定である。これらのリソースは、2020年末までに提供される予定である。これらを通じて、さらなる協働の機会の特定にもつながることが期待される。

（略）

開示枠組み等の補完関係④：包括的な開示システムに向けて

- 2020年9月、CDP・CDSB・GRI・IIRC・SASBが、包括的な企業開示システムに向けて協業してくことを発表



協業を通じて目指すこと：

- ✓ 開示枠組み・基準を補完的かつ追加的に適用する方法についての共同ガイダンスを提供すること
- ✓ これらの要素がどのようにして一般に公正妥当と認められる会計原則（Financial GAAP）を補完し、より首尾一貫した包括的な企業報告システムに向けて前進するための自然な出発点として機能するかについての共同ビジョンを提供すること
- ✓ より深い協力関係を築くための現行のプログラムと、関心のある他のステークホルダーに緊密に関わることについての意欲を表明することを通じて、上記目標に向けて活動するという共同コミットメントを提供すること

出所：CDP, CDSB, GRI, IIRC & SASB (2020) “Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting”
(ニッセイアセットによる仮訳)

まとめ

- 2000年代前半より、様々な組織により様々なESG情報開示枠組み等が開発され、企業の情報開示の取組みに影響を及ぼしている
- 各々の開示枠組み等は(i)開情報の性質や、(ii)設定アプローチに違いがあり、立ち位置が異なっている。その違いが、ESG投資を行う投資家の多様な情報ニーズを支えている
- 情報作成者である企業においては、ESG情報開示枠組み等の共通点と特徴を意識することで、より効果的・効率的な開示に繋がることが期待される。なお、開示枠組み等の間の補完性を高めようという動きが出てきており、企業にとって利便性の向上が期待される

- ◆当資料は制度あるいは仕組みのご説明と弊社がご提供できるサービスをご紹介するために作成したものです。予め特定の方角や対応を推奨する目的のものではありません。
- ◆市場見通し等は、お客様の運用方針や投資判断等の参考となる情報の提供を目的としたものです。実際の投資等に係る最終的な決定は、お客様ご自身のご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。
- ◆投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- ◆当資料に記載された運用商品、手法等は、リスクを含みます。運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）は全て投資家の皆様のものとなります。元本が保証された商品、手法ではありません。
- ◆当資料は、現時点で信頼できると考えられる情報を基に作成しておりますが、情報の正確性や完全性を保証するものではありません。
- ◆シミュレーションやバックテスト等は、参考データをご提供する目的で作成したものであり、将来の利回りを保証するものではありません。
- ◆当資料は、2020年9月現在で作成しております。
- ◆当資料に関わる一切の権利は、引用部分を除き弊社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- ◆当資料に掲載したインデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、当該インデックスの公表元またはその許諾者に帰属します。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第369号
一般社団法人 投資信託協会会員
一般社団法人 日本投資顧問業協会会員